

31都総第331号
令和元年7月1日

公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部
本部長 萩原 幸二 様

愛知県都市整備局都市基盤部都市総務課長



宅地建物取引業法第35条第1項の規定に基づく重要事項説明にお
ける津波災害警戒区域に関する説明について（通知）

このたび、愛知県では「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、令和元
年7月30日に津波災害警戒区域を指定することとなりました。

対象物件が津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項により指定され
た津波災害警戒区域内にあるときは、宅地建物取引業法第35条第1項の規定
に基づき、その旨を記載した書面を交付して説明しなければなりません。

同区域に指定する箇所につきましては、下記のとおり、公表されておりますの
で、重要事項説明において購入予定者等に対しその旨を説明するようにしてく
ださい。

つきましては、貴協会会員業者あて周知をお願いします。

記

指定する箇所の確認方法

1 Web ページ

建設局河川課 (<https://www.pref.aichi.jp/kasen/>)

統合型地理情報システム「マップあいち」(<https://maps.pref.aichi.jp/>)

2 公示に係る図書の閲覧

閲覧場所：建設局河川課始め県関係機関

関係市町村役場

担当 不動産業グループ

電話 052-954-6583